

申立書対応書類例

○現在居住している家屋を今後処分する予定の場合

処分方法	必要書類
売却	売買契約(予約)書、媒介契約書等売却することを証する書類
賃貸	賃貸借契約(予約)書、媒介契約書等賃貸することを証する書類
借家、社宅、寮 等	賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等、申請者の所有家屋でないことを証する書類
申請者の親族が住む場合	当該親族の申立書等、現住家屋が今度、当該申請書の居住の用に供されるものではないことを証する書類
解体	工事請負契約書、または取り壊すことを証する書類
その他	現住家屋が今後家屋所有者の居住の用に供されるものではないことを証する書類

○やむを得ない事由がある場合

事由	必要書類
抵当権設定を急ぐ場合	金銭消費貸借契約書(写)又は売買契約書(写) (代金支払い期日の記載のあるもの) 等
前住人が未転出	前住人と証明申請者又は不動産仲介業者等との間の引渡期日の記載のある売買契約書(写)
申請者又は家族が病気療養中	治療期間が記載された医師の診断書(写)
学校関係 ※	在学証明
家族で転勤する場合	赴任先及び期日が記載された在職証明書
単身赴任 (家族で入居する場合)	家族の住民票及び在職証明書
その他	やむを得ず入居が登記の後になることを証する書類

※ 市内の保育園の場合は申立事由となりません